

監 第 5 1 号

平成17年 8 月10日

京 都 市 長 梶 本 頼 兼 様

京都市監査委員 田 中 セツ子

同 小 林 昭 朗

同 江 草 哲 史

同 藤 井 昭

平成16年度京北町簡易水道事業特別会計及び京北町下水道事業特別会計決算審査意見の
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成16年度京北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び京北町下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに当該決算に係る付属書類について、審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成16年度

京北町簡易水道事業特別会計及び京北町下水道事業特別会計
決算審査意見

表記に関する注意事項

注1 表中に用いる金額は、1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。

注2 表中に用いる「-」は、該当数値がないものを示す。

第1 審査の対象

- 1 平成16年度京北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び当該決算付属書類
- 2 平成16年度京北町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び当該決算付属書類

第2 審査の方法

歳入歳出決算の計数が正確であるかどうかについて、決算計数と収入役所管の歳入内訳簿及び歳出内訳簿並びに関係局の帳簿等の計数とを照合した。

また、財産に関する調書の計数が正確かどうかについて、関係台帳及び証書類の計数とを照合した。

第3 審査の期間

平成17年7月から同年8月まで

第4 審査の結果

- 1 歳入歳出決算書及び付属書類並びに財産に関する調書は関係法令等に準拠して作成されており、歳入歳出決算及び財産に関する調書の計数は正確であると認めた。
- 2 予算の流用は例外的な予算措置であり、京都市予算規則では、必要最少限の範囲で認められているものであるが、当会計においては、振込手数料、電話料金、消耗品費、光熱水費といった当初から予定しておくべき支出に係るものについて流用が行われていた。
 今後は、京都市予算規則に基づき、適正な経理を行うようにされたい。

第5 歳入歳出決算

1 京北町簡易水道事業特別会計決算

(1) 歳入決算

(単位：千円)

予算現額 A	収入済額 B	予算現額との差額 B - A
286,300	290,039	3,739

(2) 歳出決算

(単位：千円)

予算現額 A	支出済額 B	不用額 A - B
286,300	273,533	12,766

2 京北町下水道事業特別会計決算

(1) 歳入決算

(単位：千円)

予算現額 A	収入済額 B	予算現額との差額 B - A
518,300	519,671	1,371

(2) 歳出決算

(単位：千円)

予算現額 A	支出済額 B	不用額 A - B
518,300	484,823	33,476

第6 財産に関する調書の総括表

1 京北町簡易水道事業特別会計

(小数点以下切捨て)

区 分			平成16年度末 現在高	平成15年度末 現在高	対前年度 増減高
		単位			
公有 財産	土地	m ²	10,009	10,009	-
	建物	m ²	518	518	-
物品 (重要物品)		点	3	3	-

2 京北町下水道事業特別会計

(小数点以下切捨て)

区 分			平成16年度末 現在高	平成15年度末 現在高	対前年度 増減高
		単位			
公有 財産	土地	m ²	9,581	9,581	-
	建物	m ²	685	685	-
物品 (重要物品)		点	1	1	-